○関ケ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月16日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及 び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表 の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及 び町長又は教育委員会が第3項の規定により行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、

同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の 規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付け られているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務	
町長	関ケ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年関ケ原町条例第32号)によ	
	る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	町長	児童福祉法(昭和22年法律第164	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
		号)による障害児通所給付費、特	による身体障害者手帳、精神保健及び精神
		例障害児通所給付費若しくは高	障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第
		額障害児通所給付費の支給又は	123号)による精神障害者保健福祉手帳又
		障害福祉サービスの提供に関す	は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)
		る事務であって規則で定めるも	にいう知的障害者に関する情報(以下「障害

		\mathcal{O}	者関係情報」という。)であって規則で定め
			るもの
2	町長	予防接種法(昭和23年法律第68	生活保護法(昭和25年法律第144号)による
		号)による給付の支給又は実費の	保護の実施又は就労自立給付金の支給に
		徴収に関する事務であって規則	関する情報(以下「生活保護関係情報」とい
		で定めるもの	う。)であって規則で定めるもの
3	町長	身体障害者福祉法による障害福	(1) 障害者関係情報であって規則で定め
		祉サービス、障害者支援施設等へ	るもの
		の入所等の措置又は費用の徴収	(2) 生活保護関係情報であって規則で定
		に関する事務であって規則で定	めるもの
		めるもの	(3) 地方税法(昭和25年法律第226号)その
			他の地方税に関する法律に基づく条例
			の規定により算定した税額又はその算
			定の基礎となる事項に関する情報(以下
			「地方税関係情報」という。)であって規
			則で定めるもの
4	町長	地方税法その他の地方税に関す	(1) 障害者関係情報であって規則で定め
		る法律及びこれらの法律に基づ	るもの
		く条例による地方税の賦課徴収	(2) 生活保護関係情報であって規則で定
		又は地方税に関する調査(犯則事	めるもの
		件の調査を含む。)に関する事務	(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に
		であって規則で定めるもの	よる公営住宅(同法第2条第2号に規定す
			る公営住宅をいう。以下同じ。)の使用又
			は使用料の徴収に関する情報であって
			規則で定めるもの
			(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192
			号)又は高齢者の医療の確保に関する法
			律(昭和57年法律第80号)による医療に関
			する給付の支給又は保険料の徴収に関
			 する情報(以下「医療保険給付関係情報」
			という。)であって規則で定めるもの

5 町長	公営住宅法による公営住宅の管 障理に関する事務であって規則で の 定めるもの	よる保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する情報であって規則で定めるも の
6 町長	国民健康保険法による保険給付 (1 の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって規則で定めるも (2 の	めるもの
7 町長	国民年金法(昭和34年法律第141 世号)による年金である給付若しくのは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	也方税関係情報であって規則で定めるも)
8 町長	知的障害者福祉法による障害福(1 祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収(2 に関する事務であって規則で定めるもの(3	るもの 2) 生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
9 町長	児童扶養手当法(昭和36年法律第(1 238号)による児童扶養手当の支 給に関する事務であって規則で(2 定めるもの	るもの 2) 生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
10 町	長 老人福祉法(昭和38年法律第133 世 号)による福祉の措置又は費用のの	也方税関係情報であって規則で定めるも)

1		
		徴収に関する事務であって規則
		で定めるもの
11	町長	特別児童扶養手当等の支給に関 (1) 生活保護関係情報であって規則で定
		する法律(昭和39年法律第134号) めるもの
		による特別児童扶養手当の支給 (2) 地方税関係情報であって規則で定め
		に関する事務であって規則で定 るもの
		めるもの
12	町長	母子保健法(昭和40年法律第141 地方税関係情報であって規則で定めるも
		号)による費用の徴収に関する事の
		務であって規則で定めるもの
13	町長	高齢者の医療の確保に関する法 (1) 生活保護関係情報であって規則で定
		律による後期高齢者医療給付の めるもの
		支給又は保険料の徴収に関する (2) 地方税関係情報であって規則で定め
		事務であって規則で定めるもの るもの
14	町長	介護保険法による保険給付の支 (1) 生活保護関係情報であって規則で定
		給、地域支援事業の実施又は保険 めるもの
		料の徴収に関する事務であって (2) 地方税関係情報であって規則で定め
		規則で定めるもの るもの
15	町長	健康増進法(平成14年法律第103 生活保護関係情報であって規則で定める
		号)による健康増進事業の実施にもの
		関する事務であって規則で定め
		るもの
16	町長	障害者の日常生活及び社会生活 (1) 障害者関係情報であって規則で定め
		を総合的に支援するための法律 るもの
		(平成17年法律第123号)による自(2) 生活保護関係情報であって規則で定
		立支援給付の支給又は地域生活 めるもの
		支援事業の実施に関する事務で (3) 地方税関係情報であって規則で定め
		あって規則で定めるものるもの
17	町長	子ども・子育て支援法(平成24年(1) 障害者関係情報であって規則で定め
		法律第 65 号)による子どものため るもの
		の教育・保育給付の支給又は地域(2) 生活保護関係情報であって規則で定

	子ども・子育て支援事業の実施に	. X	つるもの
	関する事務であって規則で定め	(3)	地方税関係情報であって規則で定め
	るもの	る	もの
		(4)	児童扶養手当関係情報であって規則
		7	定めるもの
		(5)	児童手当法(昭和46年法律第73号)に
		ļ	る児童手当又は特例給付(同法附則第2
		条	第1項に規定する給付をいう。)の支給
		13	関する情報であって規則で定めるも
		T.)
18 町長	関ケ原町福祉医療費助成に関す	(1)	障害者関係情報であって規則で定め
	る条例による助成金の支給に関	る	10
	する事務であって規則で定める	(2)	生活保護関係情報であって規則で定
	もの	X,	つるもの
		(3)	地方税関係情報であって規則で定め
		Z	100
		(4)	医療保険給付関係情報であって規則
		7	定めるもの

別表第3(第5条関係)

73.1	衣角3(角3米)	VIV/		
,	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	学校保健安全法(昭和33	町長	(1) 生活保護関係情報であって
		年法律第56号)による医		規則で定めるもの
		療に要する費用につい		(2) 地方税関係情報であって規
		ての援助に関する事務		則で定めるもの
		であって規則で定める		
		もの		
2	教育委員会	子ども・子育て支援法	町長	(1) 生活保護関係情報であって
		による子どものための		規則で定めるもの
		教育・保育給付の支給		(2) 地方税関係情報であって規
		又は地域子ども・子育		則で定めるもの
		て支援事業の実施に関		

l I	1 1
する事務であって規則	
で定めるもの	